

## 第 5 1 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和4年7月21日(木) 機構本社会議室 (WEB 会議)	
委員	篠原焄夫 (弁護士)、毛利栄征 (大学特任教授・名誉教授)、田中規夫 (大学院教授)、山梨恵子 (水資源機構監事)	
審議事項	1. 令和3年度下半期の一者応札の状況について 2. 令和3年度下半期における一者応札・一者応募に関する点検について 3. 令和3年度下半期における随意契約に関する点検について 4. 新規随意契約案件について	
	委員	機構事務局
1. 令和3年度下半期の一者応札の状況について 2. 令和3年度下半期における一者応札・一者応募に関する点検について	<p>「月毎の一者応札(率)について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R 3 の第 4 四半期の一者応札率は、50%以上で3月期は 57.1%と高い数値となっている。年度末特有の現象と思われるが多少の改善の効果は出ているのか。</li> </ul> <p>R 3 の合計で見ても 48.0%となっている。R 2 を除くとH30 とR元の時期のように高止まり状態になっていると判断すべきか。</p> <p>「参入困難案件の除外について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参入が非常に困難な状況にある件数を差し引いた4項の表はわかりやすく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年度末、特に3月期は定例的な次年度の発注等が多くなるため同傾向となっています。全体の発注件数が減少傾向で母数が減る中、継続的に発注することが必要な設備の点検・整備や役務関係の業務等の一者応札対応が困難なものは継続しているため率が高くなる傾向になっているかと思われます。</li> <li>・ 昨年度は一者応札率が減少方向でしたが、一者応札となったうちの債務契約の率はR元が 45.0%、R 2 が 43.5%、R 3 が 51.2%と同様の傾向であり、債務契約の発注タイミングも影響してきており、そういうことでも高止まりと判断できるかと思われます。</li> <li>・ ご指摘のとおり対応すべき母集団が明確になったと考えております。引き続き競争参加業者を増やす取組は行って</li> </ul>

	<p>て良い。一者応札率が50.0%から31.1%まで低下したことは、対応すべき母集団が明確になったと理解できる。この31.1%に該当する部分をどの程度の数値まで引き下げることを目標としているのか。</p> <p>「一者応札の原因」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「技術者不足」と「手持ちの工事量を考慮」がみられる。</li> </ul> <p>会社規模に合わせて応札するのは当然なのだが、技術者不足は高齢化のために物理的に人がいなくなっているだけなのか。業務量との関係で雇用を控えている影響なのか。何らかの分析することはできないのか。</p> <p>「(一者応札案件) 滝沢ダム貯砂ダム堆砂除去工事に関して」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事時期の調整は難しかったのか。</li> </ul>	<p>いきますが、技術者不足という外部的状况が変わらず、先ずは、現在の実績値が上昇しないようにしていきたいと考えているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業景況調査結果や競争不参加者からの聞き取りからも高齢化による人出不足、手持ちの業務量何れの要因も影響しているものではないかと考えているところです。各業種により状況が様々なところもあり、業界団体等との意見交換での内容も参考にしていきたいと考えております。</li> <li>・本工事は堆砂除去工及び発生土受入地整備工を行うもので、このうち、堆砂除去工については、洪水期制限水位以下までダムの貯水位が下がり、ダム上流に位置する貯砂ダム湖底での掘削が可能となる洪水期のみ工事の実施が可能のため、工事時期の調整は困難です。</li> </ul>
--	--	--

	<p>「技術者や従事者の不足ほか」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナによる影響がいろいろな形で見られる。経年的な変化はあるのか。</li> <li>・円安関係で、何か対策をとっているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナ感染症の蔓延長期化に伴い、例えば、世界的レベルでの半導体の供給不足といった影響が強くなっています。</li> <li>・物価スライドに因る変更契約で、昨今の為替における円安基調に由来する輸入資材や燃料油の高騰に対応しているものと考えています。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢別構成比のグラフで、これは業界全体の話ではあったのだが、55歳以上が年々増えてくるだろうと思う。「キャリアアップシステム」などの取組対応はどのような割合なのか。</li> <li>・なかなか一者応札を改善するというのは難しいとの印象を持っているが、小さい会社でも仕事を受注できるようにするためには、どういう方策があるのか。例えばできる限り早期に発注公告をするとか。名案というのはいないと思うがいかがか。</li> <li>・いつも難しいと思いながら説明を聞いているが、諦めずに一者応札対応を</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度から試行という形で導入しており、本社契約の1件を対象として実施しました。今後、対象件数を増やしていこうと考えています。</li> <li>・発注情報については、四半期ごとに最新情報をHPに載せておりますが、年度初めの公表を前倒しして、早い段階で公表ができないか検討しております。</li> </ul>

	努力していかないといけない。	
3. 令和3年度下半期における 随意契約に関する点検に ついて	<p>「大和田機場風水害対策作業外2件緊急随意契約」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事案が発生して直ぐ緊急工事を依頼しており緊急性は認められるが、来年度以降、計画的に維持管理上対応するなど随意契約をしなくてもいい方策はないのか。</li> <li>・ 計画的に随意契約に至らないようにする対応は、本件に限らずほかの案件も同様である。空調機は、耐用年数を過ぎており計画的に対応ができたのではないか。</li> <li>・ 自然災害或いは事故なので、どういう事象が起こるか事前には分からないが、今までの経験からウイークポイントみたいところはある程度判別できるだろうと考えられるし、蓄積もあるだろうから、事案が起こった際の準備というのは整っていてもいいのではないか。</li> <li>・ この3つの案件については、緊急随意契約に値するという点については</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 維持管理業務の中で対応すべきではないかという事について現地で検討していますが、しかしながら年に1回あるかないかという状況であり、業者への聞き取りでもそれに対応する機材を機構側で用意しなければ、対応出来ない旨の意見を聞いているようです。</li> <li>・ 元々は2年前に更新計画が持ち上がっていたが、予算の関係や優先順位により後先送りになったようです。</li> <li>・ 施設に関しましては、計画をたて定期的に点検を行っていますが、一部、空調設備等点検を実施していないものも存在します。日々の状況を確認し、優先順位をつけて対応しています。</li> <li>・ 大和田機場の件は、除塵対応まではポンプの運転障害となり洪水対応に支障をきたす恐れがあったため緊急対応が必</li> </ul>

	<p>意見・異論はないが、対応に日数を要したことについては、もう少し改善の余地があるのではないかな。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急契約に関する通達の一部改正に関しては、直ちに対応を要するものに限定し、災害等の影響であっても、復旧対策の実施方法の検討などに期間を要するものの、検討が終了次第早急に工事を依頼したい場合など、工事等の依頼までに期間を要する場合は、緊急を要する場合に該当しないことに留意することになっており評価できる改正となっている。しかしながら、この3つの案件は、どれも緊急性があるとは思えない。一般競争原則から外れる例外的な緊急性ということを認識して欲しい。</li> <li>・安易に緊急性を全部認めていたら、競争原理が無くなってしまうので厳しい目で見ている。</li> </ul>	<p>要との認識はしております。その後の処理は、本契約とは分離の上、一般競争での実施も考えられたかと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急契約に関する通達については、本委員会の意見も踏まえ緊急対応の範囲の明確化を図り本年度4月に改正、適用しております。今回の案件については、改正前の通達適用となり、適合していない部分がございます。今後は、改正後の通達により適正に進めていくこととなります。</li> </ul>
--	---	--

4. 新規随意契約案件について(北総東部用水地上権再設定業務(仮称))	・委託費についての質問があったが、随意契約することについて承認された。	
-------------------------------------	-------------------------------------	--

○問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2

ランド・アクシス・タワー内 電話 048-600-6500

水資源機構契約監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長 坂上 覚 (内線 2251)

技術管理室技術調査課長 奈良 洋幸 (内線 4631)